

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 芦屋市谷崎潤一郎記念館利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、芦屋市谷崎潤一郎記念館における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底してください。

【屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント】

感染リスク	感染防止策
接触感染 ・感染者の身体が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では感染リスクの増加	・こまめな 手洗い の励行 ・出入口、トイレ等での手指消毒 ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人とが 触れ合わない距離 の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
飛沫感染 ※5 μ m以上の粒子 ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には飛沫飛散が生じ感染リスクの増加	・ マスク着用 （飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の距離を2m確保 ・ 劇場・ホール内での食事 は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため 自粛 を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
マイクロ飛沫感染 ※5 μ m未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保 ・同一観客グループ内では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため 換気を強化

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙9」を編集

本ガイドラインは、政府のこれまでの知見を踏まえ、「接触感染」、「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」に対する「感染防止策」を徹底し、適切に施設を利用していただけるよう示しています。

特に、施設利用等によるクラスターの発生を予防するため、「利用者名簿」の管理、「接触確認アプリ（COCOA）」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等の利用をお願いします。

1 利用者を実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37度以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

来場する際は必ずマスクを着用してください。（未着用者には館内販売も案内）貸室利用時も必ずマスクを着用してください。

(3) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(4) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、展覧会を観覧するとき、活動するときなどは、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(5) コロナ追跡アプリ等の活用

入場する際に入り口に掲示している、「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを読み取って登録してください。（スマートフォン等をお持ちでない方は不要です。）

(6) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(8) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(9) 換気

講義室を利用する場合は、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 利用時の留意事項

以下に示す目的で施設を利用される場合は、利用定員数の半分以下を上限とした人数でのご利用になりますのでご注意ください。また、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。発声・歌唱等を行なう演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メートル）を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：詩吟、民謡など）

・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

・全員で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

（対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

(11) 消毒

講義室を利用した場合、部屋の椅子・テーブル等の利用備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(12) 利用定員数の縮小

講義室については、定められた利用定員数の半分以下を上限として利用してください。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数でご利用いただけます。

ア 講義室利用定員数 40名

2 施設管理者において実施する事項

施設管理者側は、利用者の利用目的の類型が「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」又は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」により収容率や人数制限、感染防止対策に留意すること。

【各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする/想定されるものの例】

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
演劇等（読み聞かせ等） 芸能・演芸（講談、落語等） 公演・式典（各種講演会、ワークショップ等） 展示会（各種展示会）	公演（親子会公演等） 【注】 「音楽」の分類の中で「合唱」、「吹奏楽」等で、施設を使用する場合は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」として取り扱いますので、ご留意のほどお願いします。

・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断すること。

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙2」を編集

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止対策等（収容率100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ※日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の励行	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行
④	手洗	・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	参加者の制限	・入場時の検温
⑨	参加者の把握	・入場時の連絡先の把握、地域の通知サービスの奨励
⑩	催事前後の健康管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑪	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙4」を編集

- (1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示する
- (2) マスク着用の周知・確認
着用した上で来場するよう周知する。マスクを着用せずに来館された方がおられた場合は、受付にてマスクの販売を案内し、着用率100%となるよう注意喚起を行なう。
- (3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置
入口付近にアルコール消毒液等を配置する。
- (4) 来場者の体調の確認
ア 自宅で検温をしていただき、37℃を超える発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場
合があることを周知する。
イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃を超える発熱がある場合は、本人に体調等
を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。
- (5) 対人距離の確保
ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距
離（最低1メートル）を空けるよう周知する。
イ 受付等に行列ができる場合には、身体的距離（最低1メートル）間隔を空けた整列を促す。
ウ 講義室については、各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用するよう周知
する。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前
提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数で利用できることを周知する。
（ア）講義室 40名
エ 館内の滞留人数によって、適宜入場制限を行い、密集を避ける。
（館内60名程度。観覧者は適宜移動するため、目安とする。）
- (6) コロナ追跡アプリ等の活用
入り口に「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを掲示し、来場時に、QRコードの
読み取り登録を促す。（スマートフォン等をお持ちでない方は、不要。）
- (7) 窓口での感染防止策
対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。
- (8) 換気
ア 展示会場（展示室、ロビー）においては空調設備による機械換気を実施する。
イ 事務室、その他のバックヤード等利用箇所については、原則30分に1回5分程度、窓の開
放による換気を行い、完全に空気を入れ替える。
- (9) 館内の消毒
1日2回（午前と午後）以上、アルコールで館内の消毒を行う。
- (10) トイレの消毒、使用等（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）
ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。
特にドアノブ、展示ケース、電気のスイッチ、手すりなどは最低限行う。
イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。
ウ 混雑するときは、身体的距離（最低1メートル）を確保して整列を促す。
- (11) ゴミの廃棄
ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- (12) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）
ア 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離
（最低1メートル）を確保するとともに真正面での会話をしないよう掲示するなどして周知する。
イ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。
- (13) 利用時の留意事項
以下に示す目的で屋内施設を利用される場合は、利用定員数の半分以下を上限とした人数で
の利用になることに留意する。また、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要
であることを周知する。発声・歌唱等を行なう演者と参加者の距離は、一定の距離（最低2メ
ートル）を確保するよう周知する。

- ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：詩吟、民謡など）
 - ・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。
 - ・全員で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。
 （対策例：できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど）

(14) 館内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

- ア 速やかに館長室（もしくは控室）へ移し、隔離する。
- イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
- ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。
- エ 感染が疑われる者が退館後、隔離に使用した部屋をアルコール消毒する。

3 その他

(1) 利用者名簿の作成

- ア 展覧会観覧者に対してアンケート用紙を配布し、氏名・連絡先の記入を依頼する。
アンケートは日付ごとに管理し、施設管理者において1か月間程度適切に保管する。
当該個人情報とは、感染が発生した場合に、芦屋健康福祉事務所などへ提出することを明示しておく。
- イ 貸室の場合は、イベント・会議等の申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1ヶ月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者（代表者）から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

(2) 展示物の保護

- ア 感染者の発生に伴い、保健所等の指導による展示室等への消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を確保しておくこと。
- イ 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、やむを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。

(3) 物販の取り扱い

- ア 物販を行う場合は、多くのものが触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

4 市主催イベント・大会等の開催について

下表のとおりとする。（当面令和2年11月末まで）

【イベント開催制限の考え方】

	収容率	
イベントの 種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・演劇等、伝統芸能、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・公演（親子会公演等）
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は適切な間隔)

【注】収容率と人数上限でどちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発出「11月末までの催物の開催制限等について」の「別紙1」を編集

以上